

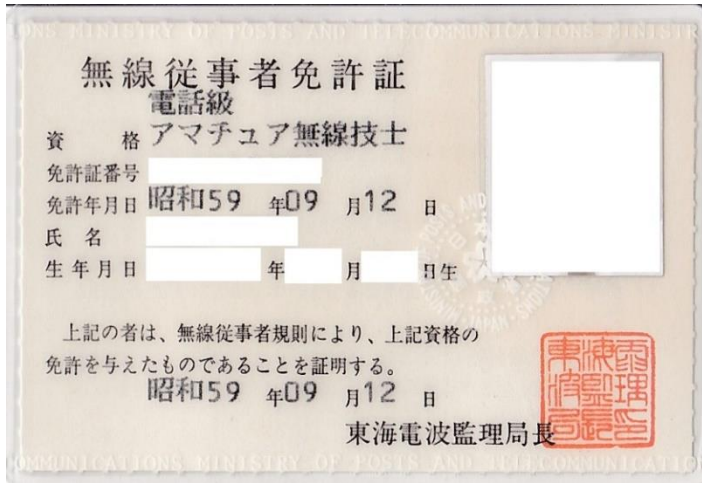
講習会資料 6 5.8GHz 周波数帯使用機取り扱い方



HUBSAN 501S は映像を 5.8GHz 帯の電波でプロポ（制御装置）に送ってきます。しかし、日本国内ではこの周波数帯は許可なく使用することが禁じられています。

どうすればいいでしょう？

① まず、アマチュア無線技士 4 級以上の資格を取得しましょう



②次に、無線局免許状の取得手続きをします

ドローンが 5.8GHz 帯の電波を発信する無線局とみなされるからです
この手続きをすれば 5.8GHz 帯の電波を発信するドローンを操縦することができます

無線局免許状		免許の番号	海A第	号	識別番号	JS21VF
氏名又は名称						
免許人の住所						
無線局の種類別	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用	運用許容時間	常時	
免許の年月日	令 2. 5. 8	免許の有効期間	令 7. 5. 7 まで			
通信事項	アマチュア業務に関する事項			通信の相手方	アマチュア局	
移動範囲	陸上、海上及び上空					
無線設備の設置場所/常置場所						
電波の型式、周波数及び空中線電力						
4SA 5750 MHz 1 W						
備考 5750MHz帯の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、又は一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。						
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。						
令和 2 年 5 月 8 日						
東海総合通信局長						

以上の手続きをとれば

HUBSAN 501S 機を堂々と飛ばすことができるのです